令和７年（ワ）第７４４１号　国家賠償請求事件

原　　告　　柴田[redacted]　ほか３名

被　　告　　国

準備書面（４）

令和８年８月２１日

東京地方裁判所民事第５０部合Ｄ係　御中

被告指定代理人　　山　口　雅　裕

津　野　立　也

杉　田　龍　政

阿　川　嘉　道

武　田　寛　子

髙　橋　一　光

金　山　亮　吾

（目次）

第１　原告ら準備書面(7)に対する反論..... 5
１　原告らの主張..... 5
２　被告の反論..... 6
(1) 英語版憲法３４条第３文の文言を根拠に憲法３４条後段後半部分はヘイビアス・コーパス類似の制度を導入しているということはできないこと ... 6
(2) 憲法学説において、憲法３４条後段がヘイビアス・コーパス類似の制度を導入しているという見解は主流ではない上、原告らが提出する憲法に関する文献等においても、同条後段後半部分がヘイビアス・コーパス類似の制度を導入しているとは明確に述べられていないこと..... 7
(3) 憲法３４条後段や人身保護法の制定過程から、同条後段においてヘイビアス・コーパス類似の制度を導入することが前提とされていたとはいえないこと..... 9
(4) 英語版憲法３４条第１文及び第２文の文言を根拠に憲法３４条前段及び後段前半部分は拘禁の資料へのアクセス権を保障しているということはできないこと..... 11
３　小括..... 12
第２　原告ら準備書面(8)に対する反論..... 13
１　原告らの主張..... 13
２　被告の反論..... 14
(1) 原告らが､自由権規約の解釈指針として主張する基本原則･ガイドライン、欧州人権条約、欧州人権裁判所の判決及び一般的意見はいずれも、日本の国内機関に対する法的拘束力がないこと..... 14
(2) 自由権規約９条４項、１４条１項、３項(b)が、被拘禁者に対し、身柄拘束の判断の基礎とされた全ての資料への完全かつ包括的なアクセス権を保障するものとは解されないこと..... 16

３　小括..... 18
第３　原告ら準備書面(9)に対する反論..... 18
１　原告らの主張..... 18
２　被告の反論..... 19
(1) 原告らが引用する自由権規約委員会の一般的意見、欧州人権条約裁判例等に日本の国内機関が法的に拘束されるわけではないこと..... 19
(2) 自由権規約９条３項の解釈として、身柄拘束を最終手段とすべき旨を定めているとは解されないこと..... 20
(3) 刑訴法が被疑者保釈制度を設けていないことが、自由権規約９条３項に反しておらず、憲法９８条２項にも反しないこと..... 21
(4) 身柄拘束の最終手段性を確保していないことをもって､刑訴法８９条１号、３号及び４号が、自由権規約に反するとはいえないこと..... 22
３　小括..... 22
第４　原告ら準備書面(10)に対する反論..... 22
１　原告らの主張..... 22
２　被告の反論..... 23
(1) 刑訴法８９条１号の立法事実が現在まで変わりがないことは明らかであること..... 23
(2) 原告らが提出した不出頭者や逃亡者に関する資料をもって、刑訴法８９条１号の立法事実がないとは認められないこと..... 25
(3) 立法時と比べ被告人の逃亡防止のための科学技術が進歩したことをもって刑訴法８９条１号の立法事実が存在しなくなったとはいえないこと 28
(4) 刑訴法８９条１号及び３号が一部違憲であるとの原告らの主張には理由がないこと..... 29
３　小括..... 30
第５　原告ら準備書面(11)に対する反論..... 30

１　原告らの主張..... 30
２　被告の反論..... 31
(1) 海外の刑事司法制度に関する裁判例やその運用実績は日本の刑訴法が自由権規約に違反していることの根拠にはならないこと..... 31
(2) 各国によっても身柄拘束に関する法制度が異なっていること..... 32
３　小括..... 32
第６　原告ら準備書面(12)に対する反論..... 32
１　原告らの主張..... 32
２　被告の反論..... 33
(1) 原告らが引用する規則等には日本の国内機関に対する法的拘束力がないこと..... 33
(2) 刑訴法８１条の解釈・運用の一場面を切り取って同法自体の条約違反をいうことはできないこと..... 33
(3) 刑訴法８１条が、自由権規約の各条項に反しないこと..... 34
３　小括..... 36
第７　結語..... 36

被告は、本準備書面において、原告らの２０２６年２月２７日付け準備書面(7)（以下「**原告ら準備書面(7)**」という。）、同日付け準備書面(8)（以下「**原告ら準備書面(8)**」という。）、同日付け準備書面(9)（以下「**原告ら準備書面(9)**」という。）、同年５月８日付け準備書面(10)（以下「**原告ら準備書面(10)**」という。）、同日付け準備書面(11)（以下「**原告ら準備書面(11)**」という。）及び同日付け準備書面(12)（以下「**原告ら準備書面(12)**」という。）に対して、必要な範囲で反論する。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

第１　原告ら準備書面(7)に対する反論

１　原告らの主張

(1) 原告らは、憲法３４条後段後半部分（「要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない」とされている部分をいう。以下同じ。）は、「要求があれば捜査機関が被疑者・被告人の出廷する公開の法廷において拘禁の正当性を証拠に基づいて証明しなければならず、その上で裁判所が拘禁の正当な理由がないと判断した場合には、直ちに身柄を釈放する、という手続を保障する」という英米法の“habeas corpus”（以下「**ヘイビアス・コーパス**」という。）類似の手続の導入を直接要請しているところ、現行刑訴法は、その要請を満たしておらず、違憲である旨主張する（原告ら準備書面(7)第２及び第５・２～３、２０～２７頁）。

(2) また、原告らは、憲法３４条前段及び同条後段前半部分（「又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず」とされている部分をいう。以下同じ。）は、「検察官は、弁護人（被告人側）が資料にアクセスできる状態で拘禁の正当性を証明しなければならず、裁判所はその請求に基づいて勾留の判断をするべきことを保障している」こと、この保障には身体不拘束の原則や個人の尊重を保障する憲法３１条及び憲法１３条の趣旨も反映されていることを前提に、現行刑訴法は、そのような憲法３４条等の要請も満たしておらず、この点でも違憲であ

る旨主張する（原告ら準備書面(7)第２及び第５・２～３、２０～２７頁）。

２　被告の反論

(1)　英語版憲法３４条第３文の文言を根拠に憲法３４条後段後半部分はヘイビアス・コーパス類似の制度を導入しているということはできないこと

ア　原告らは、前記１(1)の主張の根拠として、英語版憲法（日本国憲法の英語版を指す。以下同じ。）の文言が、日本語版の憲法の有力な解釈根拠となることを前提に、英語版憲法３４条第３文の文言から、憲法３４条後段後半部分はヘイビアス・コーパス類似の手続を導入している旨主張する（原告ら準備書面(7)第３の１並びに２(1)及び(2)・５～７頁）。

具体的には、原告らは、英語版憲法３４条第３文の“and upon demand of any person such cause must be immediately shown in open court in his presence and the presence of his counsel（太字下線部引用者）.（日本文は、「要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない」(傍点引用者)）”のうち、「must be（中略）shown」という文言を「見せなければならない」、「明示されなければならない」と、同文の「cause」という文言を「根拠」と、それぞれ訳すことができ、憲法３４条後段後半部分においては「拘禁者が、被拘禁者に対し、個人を拘禁する正当な根拠を証明すること」まで求められている旨主張している。

しかし、英語版憲法の文言を踏まえても、原告らの主張する解釈をすべきことにはならない。すなわち、「must be（中略）shown」という文言を「見せなければならない」、「明示されなければならない」と、「cause」という文言を「根拠」と訳すにしても、正にその「根拠」とは、罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由及び刑訴法６０条１項各号の要件から成る「勾留の理由」を指すことは明らかである。英語版憲法３４条においても原告らが述べるところの拘禁の正当な理由がないと判断された場合の効果は何ら規定されていない以上、憲法３４条後段後半部分はヘイビアス・コーパス類似の制度を

導入するものではないと解するのが自然である。現に、憲法の注釈書や基本書においても、そのような解釈をとるものが多数である（甲Ａ３７・３０９～３１０頁、乙１・７４３頁、乙３・５４７～５４８頁）。

そのため、英語版憲法３４条第３文の文言を踏まえても、憲法３４条後段後半部分の「要求があれば、その理由を直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない」という規定が、ヘイビアス・コーパス類似の制度を導入しているということはできず、また、刑訴法８２条１項が「勾留されている被告人は、裁判所に勾留の理由の開示を請求することができる」と定め、さらに、同法８４条１項が「法廷においては、裁判長は、勾留の理由を告げなければならない」と定めていることが、憲法３４条後段後半部分に反するということもできない。

この点につき、原告らは、上記の原告らの主張の裏付けとして、長島敦氏の論文（甲Ａ６４）を引用するが（原告ら準備書面(7)第３・６頁）、同論文においても、長島氏は、もう一つの考えとして、「憲法三四条後段の規定は、ヘビアス・コーパスの手続を取り入れようとするのではなく、刑事手続において拘禁されている者等から要求があったばあい（原文ママ）には、その被拘禁者およびその弁護人の出席する公開の法廷で、その拘禁の理由を告知することによって、正当な理由のない拘禁が行われないように保障しようとする刑事手続における独特の人権保障規定である」という説を紹介し、「憲法三四条を独特の拘禁理由開示手続を定めたものと解することは、実質的にも重要な意味を持つわけである」として、刑訴法の勾留理由開示の制度が憲法３４条後段に根拠を持つものであることを肯定している（甲Ａ６４・２３４頁）。

イ　以上のとおり、英語版憲法３４条第３文の文言を根拠に憲法３４条後段後半部分はヘイビアス・コーパス類似の制度を導入している旨の原告らの前記１(1)の主張は理由がない。

(2) 憲法学説において、憲法３４条後段がヘイビアス・コーパス類似の制度を導

入しているという見解は主流ではない上、原告らが提出する憲法に関する文献等においても、同条後段後半部分がヘイビアス・コーパス類似の制度を導入しているとは明確に述べられていないこと

ア　憲法３４条後段後半部分がヘイビアス・コーパス類似の制度を導入しているという見解は、前記(1)アで述べたとおり、憲法学説において主流の立場とはいえないし、原告らが提出する憲法に関する文献等においても、同条後段後半部分がヘイビアス・コーパス類似の制度を導入しているとは明確に述べられていない。

イ　すなわち、原告らが書証として提出する憲法に関するその他の文献等を見ても、例えば、甲Ａ第３５号証は、「拘禁の場合には、公開法廷でその理由を示すべきことを要求することによって、不当な拘禁の防止がはかられる。刑事訴訟法の定める勾留理由開示の制度（括弧内略）は、その趣旨を具体化したものである」、「憲法三四条は、こういうヘイビアス・コーパス制度をそのまま要求するものではないが、それに由来することは明らかである」として、憲法３４条後段後半部分がヘイビアス・コーパスに由来することは認めつつも、ヘイビアス・コーパス類似の制度を導入していることまでは述べていない（甲Ａ３５・２６９～２７０頁）。また、甲Ａ第４１号証も、正当な理由が開示されなかった場合の効果として、「開示された理由を勾留取消しの請求（括弧内略）に積極的に利用し、機能的に勾留取消決定を引き出すことが考えられる」と述べるにとどまり、理由が開示されなかったことから直ちに被疑者・被告人を釈放しなければならないという効果を定めたものとはしていない（甲Ａ４１・３４４～３４５頁）。さらに、甲Ａ第４２号証も、憲法３４条の解釈に関し、「本条後段（引用者注：憲法３４条後段）の趣旨は、開示された理由を被拘禁者が争う機会を与え、不当な拘禁であることが判明すればその釈放を命ずる趣旨のものであると解する立場からは、現行の開示制度は十分なものではないということになり、あるいはその開示手続は勾留取消な

どの制度と一体のものとして理解されなければならないことになる」などとして、同条後段がヘイビアス・コーパス類似の制度を導入していると捉える見解に言及していると思われるが、そのような見解を採るべきとまでは述べていない（甲Ａ４２・３７５頁）。

ウ　加えて、憲法の注釈書や基本書においては、憲法３４条後段がヘイビアス・コーパス類似の制度を導入しているという見解について、例えば、乙第１号証を見ても、「本条後段（引用者注：憲法３４条後段）の文理からそこまで読み込みうるかはやや疑問である」と述べられているほか（乙１・７４５頁）、甲Ａ第３５号証も、「憲法三四条は、こういうヘイビアス・コーパス制度をそのまま要求するものではない」と述べている（甲Ａ３５・２６９～２７０頁）。そのほか、乙第１８号証は、「本条（引用者注：憲法３４条）は英米法の人身保護令状（ヘイビアス・コーパス）をモデルとしたことを理由に、身柄を拘束する理由が示されない限りは解放するという制度を要求したものとする説もあるが、文言上無理がある」と、憲法３４条がヘイビアス・コーパス類似の制度を採用しているとはいえないことを明確に指摘している（乙１８・２４２頁）。

エ　このように、原告らの主張するような、憲法３４条後段後半部分がヘイビアス・コーパス類似の制度を導入しているという見解は、憲法学説において主流の立場とはいえないし、原告らが提出する憲法に関する文献等においても、同条後段後半部分がヘイビアス・コーパス類似の制度を導入しているとは明確に述べられていない。

(3)　憲法３４条後段や人身保護法の制定過程から、同条後段においてヘイビアス・コーパス類似の制度を導入することが前提とされていたとはいえないこと

ア　原告らは、前記１(1)の主張の根拠として、憲法３４条後段や人身保護法の制定過程から、憲法３４条後段においてヘイビアス・コーパス類似の制度を導入することが前提とされていた旨主張する（原告ら準備書面(7)第４・

１０～１９頁)。

イ　しかし、第９０回帝国議会の衆議院本会議（昭和２１年６月開催）における憲法の審議過程に係る金森徳次郎国務大臣の答弁を見ても、後の憲法３４条後段後半部分に相当する「要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人（引用者注：弁護人）の出席する公開の法廷で示されなければならない」という規定については、人身保護律の根本規定（引用者注：不当な抑留、拘禁防止の根本規定）となるもので、それ以上のことは適当な法律をもって具体化する趣旨である旨答弁しているにとどまり、ヘイビアス・コーパス類似の制度を導入するもの、あるいは具体的に保障するものとは答弁していない（甲Ａ６９・１１４頁（赤枠内１段目及び２段目））。また、第２回参議院司法委員会（昭和２３年２月開催）における人身保護法案の提案理由に関する伊藤修委員長の説明を見ても、「殊に第三十四條後段には、「何人も正當（引用者注：正当）な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及び辯護人（引用者注：弁護人）の出席する公開の法廷で示さなければならない。」（原文ママ）と規定されておりまして、身體（引用者注：身体）の自由、即ち人身の保護の方法を如實（引用者注：如実）に指示しておるのでありますから、この規定の趣旨を實現（引用者注：実現）し得るような法律を速かに制定しなければならない」と説明しており、人身保護法が憲法３４条に由来することは述べているといえるとしても、同様に、ヘイビアス・コーパス類似の制度を導入するもの、あるいは具体的に保障するものであるかまでは言及していない（甲Ａ７１・５９８頁（赤枠内２段目））。

ウ　そのため、憲法３４条後段や人身保護法の制定過程から、同条後段において、ヘイビアス・コーパス類似の制度、すなわち、勾留手続において、何人でも要求しさえすれば捜査機関は、被疑者・被告人の出廷する公開の法廷において拘禁の正当性を証拠に基づいて証明しなければならず、その上で裁判所が拘禁の正当な理由がないと判断した場合には、直ちに身柄を釈放すると

いう制度を導入することが前提とされていたとはいえず、原告らの前記１(1)の主張は理由がない。

(4) 英語版憲法３４条第１文及び第２文の文言を根拠に憲法３４条前段及び後段前半部分は拘禁の資料へのアクセス権を保障しているということはできないこと

ア　原告らは、前記１(2)の主張の根拠として、英語版憲法の文言が、日本語版の憲法の有力な解釈根拠となることを前提に、英語版憲法３４条第１文及び第２文の文言から、憲法３４条前段及び後段前半部分は被疑者・被告人及び弁護人に拘禁の資料へのアクセス権を保障している旨主張する（原告ら準備書面(7)第３の１、第３の２(1)及び(3)並びに第５・５、８～１０、２０～２７頁）。

具体的には、原告らは、英語版憲法３４条第１文の“No person shall be arrested or detained without being at once informed of the charges against him or without the immediate privilege of counsel（太字下線部引用者）；（日本文は、「何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない」（傍点引用者））”のうち、「informed of the charges」という文言は「何について拘禁されるのかを知らされることを手続保障として求めて」おり、同第２文の“nor shall he be detained without adequate cause（太字下線部引用者）；（日本文は、「何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず」（傍点引用者））”のうち、「without adequate cause」という文言を「正当な根拠がなければ（証明されなければ）」と訳することができることから、被疑者・被告人及び弁護人が有効に反論するための前提として、憲法３４条前段及び後段前半部分においては、被疑者・被告人及び弁護人に拘禁の資料へのアクセス権を保障している旨主張する。

イ　しかし、英語版憲法の文言を踏まえても、原告らの主張する解釈をすべき

ことにはならない。

前記(1)アで述べたとおり、「cause」という文言を「根拠」と訳すにしても、その「根拠」とは、「勾留の理由」、すなわち、罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由及び刑訴法６０条１項各号の要件を指していることは明らかであり、英語版憲法３４条においても、被疑者・被告人及び弁護人に捜査機関の持つ拘禁の資料に対するアクセス権を保障していることをうかがわせる記載はない。また、原告らの主張する解釈を採用しない限り、被疑者・被告人及び弁護人が身柄拘束の正当性を争うことができないということでもない。さらに、本件において提出された憲法の注釈書等を見ても、憲法３４条後段の拘禁の理由の開示の内容に関し、「(被告人が罪を犯したことを疑うに足りる）相当の理由の根拠たる資料を明らかにし」などと資料の開示に触れる文献はある（乙３・５４９頁）ものの、そこには、それ以上に憲法３４条が被疑者・被告人及び弁護人に拘禁の資料へのアクセス権を保障していると解する記載は見当たらない。

ウ　そのため、英語版憲法３４条第１文及び第２文の文言を根拠に憲法３４条前段及び後段前半部分は拘禁の資料へのアクセス権を保障している旨の原告らの前記１(2)の主張は理由がない。

３　小括

以上のとおり、憲法３４条が、原告らの主張するような、勾留手続において、何人でも要求しさえすれば捜査機関は、被疑者・被告人の出廷する公開の法廷において拘禁の正当性を証拠に基づいて証明しなければならず、その上で裁判所が拘禁の正当な理由がないと判断した場合には、直ちに身柄を釈放するというヘイビアス・コーパス類似の制度を導入しているとはいえないし、被疑者・被告人及び弁護人に捜査機関の持つ拘禁の資料に対するアクセス権を保障しているともいえず、刑訴法は憲法３４条等の要請を満たしていないとはいえないことから、原告らの前記１の主張は理由がない。

第２　原告ら準備書面(8)に対する反論

１　原告らの主張

原告らは、原告ら準備書面(8)において、自由権規約の規定の解釈について、恣意的拘禁作業部会レポート「国連自由を剥奪された人の法廷における救済と手続きの権利についての基本原則とガイドライン」（甲Ａ８０。以下「**基本原則・ガイドライン**」という。）、欧州人権条約、欧州人権裁判所の判決及び自由権規約委員会が発出した一般的意見（以下「**一般的意見**」という。）が自由権規約の重要な解釈指針又は解釈の補足的手段となる旨主張する。

すなわち、原告らは、条約法に関するウィーン条約（以下「**条約法条約**」という。）３２条を根拠として、①基本原則・ガイドラインが、自由権規約９条４項の解釈の「補足的な手段」になることを前提に、基本原則・ガイドラインの内容として、情報提供される権利（基本原則７項。甲Ａ８０・８～９頁）、情報提供及び告知される権利（ガイドライン５項。甲Ａ８０・１７頁）、法廷での平等（基本原則１２項。甲Ａ８０・１０頁）、武器の平等（ガイドライン１１項。甲Ａ８０・２０頁）、拘禁している当局が関連情報を全て、裁判官、被拘禁者あるいは弁護士に提供しなければならないという情報公開（ガイドライン１３項。甲Ａ８０・２１頁）の各規定から、自由権規約９条４項は、被拘禁者に身体拘束の判断の基礎とされた全ての資料への完全かつ包括的なアクセスの権利を保障していること（原告ら準備書面(8)第２・２～６頁）、②欧州人権条約５条４項や欧州人権裁判所の判決が自由権規約９条４項の解釈指針となることを前提に、これらの規定や判決からも、同項が証拠資料へのアクセス権の保障を含んでいること（原告ら準備書面(8)第３・６～９頁）、③一般的意見３２号も、自由権規約１４条１項及び３項(b)の解釈指針となり、身体拘束の判断の基礎となる資料へのアクセスの権利を保障していることを各主張する（原告ら準備書面(8)第４・９～１０頁）。

そして、原告らは、これらの解釈指針を踏まえれば、自由権規約９条４項、１

４条１項及び３項(b)は、被拘禁者に身柄拘束の判断の基礎とされた全ての資料への完全かつ包括的なアクセスの権利を保障し、これを締約国に義務付けており、このような手続保障を欠く現行刑訴法は、自由権規約９条４項、１４条１項及び１４条３項(b)のほか、憲法９８条２項にも違反している旨主張する（原告ら準備書面(8)第５・１０頁）。

２　被告の反論

(1)　原告らが、自由権規約の解釈指針として主張する基本原則・ガイドライン、欧州人権条約、欧州人権裁判所の判決及び一般的意見はいずれも、日本の国内機関に対する法的拘束力がないこと

ア　基本原則・ガイドラインには日本の国内機関に対する法的拘束力がないこと

(ｱ) 基本原則・ガイドラインを作成した恣意的拘禁作業部会は、国連人権委員会の決議に基づき設置された国連人権理事会の特別手続の一つであり、恣意的な拘禁又は国際基準に矛盾した拘禁事例の調査を任務とするが、その構成員である専門家は、個人の資格でその任務を果たすものであり、同作業部会の意見は、国連又はその機関である国連人権理事会としての見解ではなく、専門家グループの見解として公表されるものであって、国連加盟国に対して何ら法的な拘束力を有するものではない。

(ｲ) したがって、日本の国内機関が基本原則・ガイドラインの内容に法的に拘束されることはなく、自由権規約の解釈に当たり、基本原則・ガイドラインの内容が当然に考慮されるべきであるとはいえない。

イ　欧州人権条約及び欧州人権裁判所の判決に日本の国内機関が法的に拘束されることはないこと

(ｱ) 日本は、欧州人権条約の締約国ではなく、日本の国内機関が同条約に法的に拘束されることはない。

また、日本は欧州人権裁判所の当事国ではないため、日本が同裁判所の

判断に法的に拘束されることもない（以上につき、甲Ａ８４〔前文、１条、１９条、３２条１項、３３条、３４条、４６条１項、４７条１項及び５９条１項参照〕）。

(ｲ) したがって、非締約国・非当事国である日本の国内機関が欧州人権条約や欧州人権裁判所の判決の内容に法的に拘束されることはない。

ウ　自由権規約委員会の一般的意見に日本の国内機関が法的に拘束されることはないこと

(ｱ) 被告準備書面(1)第９（４４～４５頁）で述べたとおり、自由権規約委員会は、自由権規約締約国の同規約の履行状況に関する報告を検討する機関であり、適当と認める一般的意見を締約国等に送付することができるものの、その意見が締約国に対して法的拘束力を持つものではない。

自由権規約委員会の一般的意見は、条約とは異なり、各国による締結の対象となるものではなく、自由権規約は、締約国の国内機関が委員会の一般的意見に拘束されることまでを規定していない。このことは、広島高等裁判所（以下「**広島高裁**」という。）令和２年１０月２６日決定（判例秘書登載）が、各配偶者の婚姻前の姓の使用の保持に言及した一般的意見１９号及び同２８号について、「条約締結国の国内機関による条約解釈を法的に拘束する効力を有するものとは認められない」と判示し、また、東京高裁令和２年１０月２０日判決（判例秘書登載）も、「自由権規約委員会の一般的意見は、自由権規約解釈の指針ないし補足的手段となり得るものではあっても、締約国の国内的機関による解釈を法的に拘束する効力を有するものではな」い旨判示しているところである（このほか、福岡高等裁判所平成２３年１０月１７日判決・判例時報２１３８号６３頁、広島高裁令和２年９月１６日判決・判例タイムズ１４９１号９７頁も同旨。）。

(ｲ) したがって、一般的意見の内容に立法機関を含む日本の国内機関が法的に拘束されることはない。

(2) 自由権規約９条４項、１４条１項、３項(b)が、被拘禁者に対し、身柄拘束の判断の基礎とされた全ての資料への完全かつ包括的なアクセス権を保障するものとは解されないこと

ア　条約法条約における条約の解釈の指針（条約法条約は、用語の通常の意味に従った解釈を原則としていること）

原告らは、前記１のとおり、条約法条約３２条が定める条約解釈の補足的手段として、基本原則・ガイドライン等を用いているが、条約法条約３１条１項は、「条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする」と規定しており、自由権規約の解釈は、第一義的にはその用語の通常の意味に従って解釈すべきである。

このように、条約の解釈はまず条約法条約３１条の一般的な規則を適用して行われるものであり、条約法条約３２条は「前条（注：３１条）の規定の適用により得られた意味を確認するため」又は「(a) 前条の規定による解釈によつては意味があいまい又は不明確である場合」若しくは「(b) 前条の規定による解釈により明らかに常識に反した又は不合理な結果がもたらされる場合」における意味を決定するため、という限定的な場面において依拠することができるものとされている。

イ　自由権規約９条４項が身体拘束の判断の基礎とされた資料へのアクセス権を保障していると解釈するのは、文脈や文言上困難であること

自由権規約９条４項は、「逮捕又は抑留によつて自由を奪われた者は、裁判所がその抑留が合法的であるかどうかを遅滞なく決定すること及びその抑留が合法的でない場合にはその釈放を命ずることができるように、裁判所において手続をとる権利を有する」と定めているが、用語の通常の意味に従えば、同項には、被拘禁者に原告らが主張するような身柄拘束の判断の基礎とされた全ての資料への完全かつ包括的なアクセス権が保障されていると

解釈するには無理がある。

そして、日本においては、逮捕及び勾留には厳格な要件が定められ、現行犯逮捕を除き、逮捕及び勾留をするには、裁判官の発付する令状が必要（緊急逮捕についても事後に令状が必要となる。）とされており（刑訴法１９９条１項、２０７条１項、６２条、２１０条１項)、身柄拘束の当否に関して裁判官による審査を経ることになっていることに加え、勾留された者には不服申立て（同法４２０条２項、４２９条１項２号）や勾留取消し請求（同法８７条、２０７条１項）の権利も認められていることからすると、上記の自由権規約９条４項の用語の通常の意味に照らして相当な制度を設けているといえる。

したがって、刑訴法が自由権規約９条４項に反するものとはいえず、原告らの主張は理由がない。

ウ　自由権規約１４条１項、３項(b)が身体拘束の判断の基礎とされた資料へのアクセス権を保障していると解釈するのは、文脈や文言上困難であること

(ｱ)　自由権規約１４条１項は、「すべての者は、裁判所の前に平等とする。すべての者は、その刑事上の罪の決定又は民事上の権利及び義務の争いについての決定のため、法律で設置された、権限のある、独立の、かつ、公平な裁判所による公正な公開審理を受ける権利を有する。報道機関及び公衆に対しては、民主的社会における道徳、公の秩序若しくは国の安全を理由として、当事者の私生活の利益のため必要な場合において又はその公開が司法の利益を害することとなる特別な状況において裁判所が真に必要があると認める限度で、裁判の全部又は一部を公開しないことができる。もつとも、刑事訴訟又は他の訴訟において言い渡される判決は、少年の利益のために必要がある場合又は当該手続が夫婦間の争い若しくは児童の後見に関するものである場合を除くほか、公開する」と定めている。そして、同項の用語の通常の意味に従えば、同項が、刑事裁判の公開や裁判所

の独立、公平について定めていることは明らかであり、被拘禁者に原告らが主張するような身柄拘束の判断の基礎とされた全ての資料への完全かつ包括的なアクセス権が保障されていると解釈するには無理がある。

(ｲ) また、自由権規約１４条３項は、「すべての者は、その刑事上の罪の決定について、十分平等に、少なくとも次の保障を受ける権利を有する。」とし、同項(b)で、「防御の準備のために十分な時間及び便益を与えられ並びに自ら選任する弁護人と連絡すること」と定めている。そして、同項の用語の通常の意味に従えば、刑事上の罪の決定の過程において、十分な防御権及び弁護人と連絡する権利が保障されているということはできるものの、これを超えて、被拘禁者に対し、原告らが主張するような身柄拘束の判断の基礎とされた全ての資料への完全かつ包括的なアクセス権が当然に保障されているとまで解釈するには無理がある。

３　小括

以上のとおり、基本原則・ガイドライン等には、日本の国内機関に対する法的拘束力はなく、自由権規約９条４項、１４条１項、３項(b)の解釈上、被拘禁者に身体拘束の判断の基礎とされた全ての資料への完全かつ包括的なアクセス権を保障されていると解することも困難であるから、現行刑訴法は、自由権規約中のこれらの規定に違反しておらず、憲法９８条２項にも違反していない。したがって、原告らの前記１の主張は理由がない。

第３　原告ら準備書面(9)に対する反論

１　原告らの主張

原告らは、自由権規約９条３項の解釈として、身柄拘束は、非拘禁的措置によって目的を達成することができない場合に限られ、「裁判所は、保釈、電子腕輪又はその他の条件といった公判前の抑留の代替措置により、当該事案において抑留の必要性がなくならないかどうか審査しなければならない」と主張し（原告ら準

備書面(9)第１・２～９頁)、さらに、請求原因の追加として、被疑者保釈制度（非拘禁措置）が設けられていないことの立法不作為が自由権規約９条３項や憲法９８条２項に違反する旨主張する（同第２・９～１０頁)。

また、原告らは、刑訴法８９条１号、３号及び４号が身柄拘束を最終手段とする要件を定めていないことが、自由権規約９条３項や憲法９８条２項に違反する旨主張する（同第３・１０～１１頁)。

そして、原告らは、上記自由権規約の解釈の根拠として、自由権規約委員会の一般的意見３５号（甲Ａ１９)、欧州人権条約５条３項の解釈、欧州人権裁判所の判決（甲Ａ９８の１及び２）及び米州人権裁判所の判例においても確認されている米州における被拘禁者の保護に関する原則及び最善慣行（甲Ａ１００の１及び２）等を引用する。

２　被告の反論

(1) 原告らが引用する自由権規約委員会の一般的意見、欧州人権条約裁判例等に日本の国内機関が法的に拘束されるわけではないこと

被告準備書面(1)第９（４４～４５頁)、前記第２の２(1)ウで述べたとおり、自由権規約委員会の一般的意見は締約国の国内機関の法令解釈に対して法的拘束力を持つものではない。また、原告らは、非拘禁措置のための国際連合最低基準規則（東京ルールズ）も引用するが（原告ら準備書面(9)第１の２・５～６頁)、原告らも認めるとおり、当該規則も法的拘束力のないものであることから、当該規則に日本の国内機関が法的に拘束されることはない。

さらに、欧州人権条約の締約国でない日本の国内機関が同条約の条項に法的に拘束されることはなく、また、日本が当事国でない欧州人権裁判所の判決に法的に拘束されることがないことも、前記第２の２(1)イで述べたとおりである。

加えて、米州人権裁判所は、米州人権条約により設置された裁判所であるが、日本は米州人権条約の締約国ではなく、同条約により設置された米州人権「裁

判所の判例が確認する米州における被拘禁者の保護に関する原則及び最善慣行」に日本の国内機関が法的に拘束されることはない（乙１９〔前文、１条、６１条１項、６２条１項、３項、６８条１項、７４条１項参照〕）。

(2) 自由権規約９条３項の解釈として、身柄拘束を最終手段とすべき旨を定めているとは解されないこと

条約法条約３１条で規定されているとおり、条約の解釈は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するのが原則であり、条約法条約３２条は限定的な場面において依拠することができるものであることは、前記第２の２(2)アで述べたとおりである。

そして、自由権規約９条３項は、「刑事上の罪に問われて逮捕され又は抑留された者は、裁判官又は司法権を行使することが法律によつて認められている他の官憲の面前に速やかに連れて行かれるものとし、妥当な期間内に裁判を受ける権利又は釈放される権利を有する。裁判に付される者を抑留することが原則であつてはならず、釈放に当たつては、裁判その他の司法上の手続のすべての段階における出頭及び必要な場合における判決の執行のための出頭が保証されることを条件とすることができる」（下線部引用者）と規定し、用語の通常の意味として、身柄拘束を最終手段とすべき旨を意味する用語や、非拘禁措置による公判前拘禁の代替を求めることを意味する用語は使用されておらず、同項後段の文言からすれば、身柄拘束を原則としてはならないこと及び釈放に当たっては出頭が保障されることを条件とすることができることを定めるにとどまるものといえる。

したがって、自由権規約９条３項が身柄拘束を最終手段とすべき旨を定めているとは解されず、刑訴法８９条１号、３号及び４号が身柄拘束を最終手段とする要件を定めていないことが自由権規約９条３項に違反するという原告らの主張は理由がない。

なお、日本の刑訴法の保釈の規定が、勾留を原則としているものでないこと

は、被告準備書面(1)第４の２(3)（３５～３６頁）及び同第５の２(4)（３８頁）で述べたとおりである。

(3) 刑訴法が被疑者保釈制度を設けていないことが、自由権規約９条３項に反しておらず、憲法９８条２項にも反しないこと

原告らが、被疑者保釈制度が設けられていないことが自由権規約９条３項に違反するとの前記１の主張の根拠とするのは、東京ルールズの諸規則や欧州人権裁判所の判決、米州人権裁判所の判例が確認する米州における被拘禁者の保護に関する原則及び最善慣行等であるが、前記(1)で述べたとおり、これらは、日本の国内機関を法的に拘束するものではないから、これらを根拠として刑訴法が被疑者保釈制度を設けていないことが自由権規約９条３項に反するとはいえない。

この点をおくとしても、自由権規約９条３項は、「刑事上の罪に問われて逮捕され又は抑留された者は、裁判官又は司法権を行使することが法律によって認められている他の官憲の面前に速やかに連れて行かれるものとし、妥当な期間内に裁判を受ける権利又は釈放される権利を有する。裁判に付される者を抑留することが原則であってはならず、釈放に当たっては、裁判その他の司法上の手続のすべての段階における出頭及び必要な場合における判決の執行のための出頭が保証されることを条件とすることができる」（下線部引用者）と規定しており、同項の用語の通常の意味からは被疑者保釈の制度を設けることを必要的なものとしているとまでは解することはできない。そして、刑訴法においては、任意捜査が原則とされており（刑訴法１９７条１項）、逮捕及び勾留には厳格な要件が定められ、現行犯逮捕を除き、逮捕及び勾留をするには、裁判官の発付する令状が必要（緊急逮捕についても事後に令状が必要となる。）とされており（同法１９９条１項、２０７条１項、６２条、２１０条１項）、身柄拘束の当否に関して裁判官による審査を経ることになっていることに加え、起訴前における逮捕及び勾留の期間はごく一部の罪を除き最長で２３日間（同法

２０３条、２０５条、２０８条）と長期とはいえないものであり、「抑留することが原則」となっているものではない。これらの同法の諸規定に加え、起訴前の勾留に対しては不服申立てが可能であり（同法４２９条１項２号）、勾留取消しや勾留執行停止の制度も設けられていることからすれば、被疑者保釈制度を設けていないことをもって、自由権規約９条３項や憲法９８条２項に反するとはいえない。

(4) 身柄拘束の最終手段性を確保していないことをもって、刑訴法８９条１号、３号及び４号が、自由権規約に反するとはいえないこと

前記(2)及び(3)で述べたとおり、自由権規約９条３項が、身柄拘束の最終手段性を確保すべき旨や被疑者保釈制度を設けるべき旨を定めたとは解されないことから、刑訴法８９条１号、３号及び４号が身柄拘束の最終手段性を確保していないことをもって自由権規約９条３項に違反するとはいえない。原告らの主張は理由がない。

３ 小括

以上のとおり、身体拘束は、非拘禁的措置によって目的を達成することができない場合に限られるなどとし、被疑者保釈制度（非拘禁措置）が設けられていないことの立法不作為があることや、刑訴法８９条１号、３号及び４号が身柄拘束を最終手段とする要件を定めていないことが、自由権規約９条３項や憲法９８条２項に違反する旨の原告らの前記１の主張は理由がない。

第４ 原告ら準備書面(10)に対する反論

１ 原告らの主張

原告らは、刑訴法８９条１号及び３号が必要的保釈の除外事由とされていることについて、①刑訴法８９条１号に該当する者が定型的に逃亡するおそれが大きいとはいえないこと、②１９５１年（昭和２６年）の逃亡者数及び１９６８年（昭和４３年）から１９７６年（昭和５１年）までの逃亡者数と１９９４年（平成６

年）から１９９６年（平成８年）までの逃亡者数とを比較した場合、逃亡率は激減していること、③立法時と比べ格段に科学技術が進歩し、逃亡防止及び出頭確保の社会体制が出来上がっていることから、遅くとも逃亡率が激減している１９９６年（平成８年）時点で立法事実が失われ、違憲状態であり、日本弁護士連合会が刑訴法８９条１号及び３号の改正を提言した２００７年（平成１９年）時点で違憲状態を是正するための合理的期間は経過していたのであるから、刑訴法８９条１号及び３号を改正しなかったことは国賠法上違法である旨主張する（原告ら準備書面(10)・第１・２～１１頁）。

また、原告らは、予備的主張として、刑訴法８９条１号及び３号が全部違憲とはいえない場合でも、㋐刑訴法８９条１号の「短期１年以上」と定める部分は、広範に過ぎ、強盗や強姦（注：現在の同種罪名は「不同意性交等」である。）以外の罪に拡張する合理的理由がないこと、㋑刑訴法８９条３号の関係で、「長期３年以上」を定める犯罪は極めて多く、規制が広すぎるという懸念が立法時から払しょくされておらず、人身の自由という被告人の重要な権利に対する必要最小限度の制限とは到底いえないことから、刑訴法８９条１号及び３号は一部違憲である旨主張する（原告ら準備書面(10)・第２・１２～２５頁）。

２　被告の反論

(1)　刑訴法８９条１号の立法事実が現在まで変わりがないことは明らかであること

被告準備書面(1)第５の２（３７～３８頁）で述べたとおり、刑訴法８９条１号は、有罪の判決がなされると相当に重い刑が処せられる場合であり、保証金の担保によっては逃亡を防止することができないと定型的に考えられたために設けられた規定である。このような保証金の担保によって逃亡を防止することができないと定型的に考えられるものについては、必要的保釈の対象とすることにより適正に刑事裁判を運営し国家刑罰権を行使することができなくなるおそれがあるというべきであるから、これを必要的保釈の対象外とすること

は、正当な目的のための必要かつ合理的な措置であり、同法９０条の規定による保釈（以下「**職権保釈**」という。）の存在も踏まえれば、憲法の規定に反するとはいえない。

この点につき、原告らは前記１②のとおり保釈中の逃亡者数の減少を指摘するものの、短期１年以上の懲役に当たる罪を犯した者についてみると、昭和２６年当時は、刑訴法８９条１号が昭和２８年に改正される前であり、短期１年の懲役に当たる罪を犯した者がいまだ必要的保釈の対象となっていた時期であって[1]、この当時の逃亡者数には必要的保釈によって保釈を許可された者が含まれると考えられる。これに対し、同改正後の時期の保釈中の逃亡者数は職権保釈によって逃亡するおそれなどを考慮して保釈が許可された者のみの数であるから、前提が異なるものを比較するのは誤っている。また、職権保釈では、逃亡のおそれの程度も考慮され、逃亡のおそれが高ければ保釈が許可されないと考えられる以上（刑訴法９０条参照）、裁判所の裁量が適切に行われれば逃亡者数が減少するのは当然のことである。

以上を踏まえれば、保釈中の逃亡者数が減少したことをもって、必要的保釈の立法事実が失われたことの根拠になるとはいえない。

加えて、仮に、保釈中の逃亡者数を考慮するとしても、平成２１年から平成３０年にかけて保釈取消人員数は増加傾向にあり、平成２１年と平成３０年の保釈取消人員数を比べても約３倍も増加している上（乙２０）、それ以降を見ても、令和６年の司法統計では保釈取消人員数が１５１名に上り（甲Ａ３１・１５頁）、令和７年の司法統計ではさらに１７３名まで増加する（乙２１・１５頁）など、今なお相当数の保釈の取消決定がされている。これらの事案における刑訴法８９条１号該当者（以下「**８９条１号該当者**」という。）の割合までは明らかになっていないものの、一般的に、科せられる刑が重くなるほど、刑責

[1] 刑訴法８９条１号の規定は、昭和２８年の改正によって「無期の懲役」が「無期若しくは短期一年以上の懲役」に改められた。

を免れるために逃亡するおそれが高くなるのであるから、そのような被告人においては、保証金の担保によっては逃亡を防止することができない事案も存在するのは明らかであり、相当数の保釈取消人員が存在する状況の中、短期１年以上の拘禁刑に当たる罪を犯したという、科せられる刑が重くなることが予想される被告人を定型的に必要的保釈の対象外とすることは、適正に刑事裁判を運営し国家刑罰権を行使するために必要かつ相当な規制といえる。このように、刑訴法８９条１号の立法事実は今もなお存続している。

(2) 原告らが提出した不出頭者や逃亡者に関する資料をもって、刑訴法８９条１号の立法事実がないとは認められないこと

ア　前記(1)に対し、原告らは、刑訴法８９条１号に該当する者が定型的に逃亡するおそれが大きいとはいえないという前記１①の主張の根拠として、一般社団法人日本保釈支援協会（以下「**保釈支援協会**」という。）が保有する２００４年（平成１６年）４月から２０２６年（令和８年）３月５日まで（約２２年間）の計６万７９５８件の保釈許可決定とその立替業に関するデータを基礎として、同協会が保管する保釈取消書のデータ２３９件中、不出頭や逃亡等を理由に保釈が取り消されたのは１１４件であり、そのうち、８９条１号該当者が６件にすぎず、また、強盗に関する罪で、同協会が保釈保証金を立て替えた事例４５７件のうち、保釈が取り消された事例は１件もなかったことや、全国弁護士協同組合（以下「**全弁協**」という。）が保有する２０１３年（平成２５年）から２０２５年（令和７年）１２月末まで（約１２年間）の計４９３１件の保釈許可決定に関するデータを基礎として、保釈保証金が没取された６４件のうち８９条１号該当者の事案は２件のみであったことを指摘する（原告ら準備書面(10)第１の１(2)及び(3)・３～４頁）。

イ　しかし、そもそも、前記(1)のとおり、職権保釈では、逃亡のおそれの程度も考慮され、逃亡のおそれが高ければ保釈が許可されないと考えられる（刑訴法９０条参照）。すなわち、職権保釈を許可された者は、その勾留の基礎と

なる事実の内容のほか、同条に規定する事情も踏まえた上で、なお逃亡のおそれが高くないと判断された者であると解されるから、保釈を許可された者が「不出頭」や「逃亡」に及ぶ割合を勾留罪名ごとに整理したとしても、刑訴法８９条１号の立法事実が今もなお存続しているという結論には何ら影響しない。

これをおくとしても、原告ら提出の書証を踏まえ、８９条１号該当者について逃亡するおそれが高いという事実がないというためには、保釈を許可された者のうち逃亡等により保釈許可が取り消された者の「割合」について、８９条１号該当者及び同号該当者以外の者の各割合を比較する必要があり、かつ、各割合を計算するに当たって用いられる人員数が統計的に意味のある程度の数値である必要がある。

しかし、原告らの前記アの主張は、逃亡等により保釈許可が取り消された者の「数」を８９条１号該当者と同号該当者以外の者で比較しているのみで、甲Ａ第１０２号証では、保釈支援協会が関与した６万７９５８件の保釈が許可された事案のうち、８９条１号該当者の人員数は明らかにされておらず、８９条１号該当者が逃亡するおそれが高いか否かを検討するための比較対象が明らかとはいえない。この点につき、甲Ａ第１０４号証では、強盗に関する罪の人員数は４５７件であるという回答が保釈支援協会からされたことは認められるとしても、同協会の資料（甲Ａ１０４の添付資料）に記載されている立替実行件数の合計は８万１５８５件であり、同資料では、「併合罪や科刑上一罪については考慮せず」とあるものの、同協会が把握している上記の保釈許可決定の件数（６万７９５８件）と相当の開きがあり、比較対象資料として適切とはいえない。

結局のところ、原告らが提出した保釈支援協会の資料は、同協会が関与した案件のうち何件が８９条１号該当者の事案であるかさえ不明といわざるを得ず、８９条１号該当者について逃亡のおそれが高くないことを裏付ける

ものとはいえない。

また、保釈支援協会が関与した事案のうち、強盗に関する罪で勾留された者で保釈が許可された者の人員数について、甲Ａ第１０４号証の添付資料が比較対象資料として適切であると解したとしても、刑訴法８９条１号に該当する罪は強盗に関する罪に限られないのであるから、強盗に関する罪のみを対象として、保釈が取り消された事件がなかったことをもって直ちに刑訴法８９条１号の立法事実がないことを裏付けるものとはいえない。

なお、原告らは、甲Ａ第１０４号証に基づき、強盗に関する罪で起訴された被告人の保釈に関し、保釈支援協会が保釈保証金を立て替えた事例が４５７件あるとした上、甲Ａ第１０２号証も参照し、そのうち保釈が取り消された事例は１件もなかったなどと主張するが（原告ら準備書面(10)第１の１(2)・３頁）、甲Ａ第１０２号証の別紙（２頁目）にあるとおり、同協会は、保釈が取り消された件数は把握していないとしているため、強盗に関する罪で保釈が取り消された事例が１件もなかったと断定することはできない。

ウ　また、全弁協の統計資料（甲Ａ１０５の２）についていえば、全弁協が平成１５年から令和７年１２月末までに保釈保証金の支払に代わり保証書（以下「**保釈保証書**」という。）を発行した件数は４９３１件としている。

もっとも、全弁協の統計資料（甲Ａ１０５）では、全弁協が保釈保証書を提供した事案の罪名別の内訳は明らかではないのであるから、全弁協が把握している没取者の罪名のうち明らかに刑訴法８９条１号に該当するものが２件であるとしても、その余の件数が明らかでない以上、全弁協の統計資料をもって８９条１号該当者の逃亡のおそれが高いと認められないとまではいえず、原告らの主張は理由がない。

エ　そのほか、原告らは、保釈支援協会及び全弁協のデータは、全体の保釈許可人員の中の傾向と相違ない正確な傾向といえる旨主張する（原告ら準備書面(10)第１の１(4)・５頁）。

しかし、前記イ及びウで述べたとおり、そもそも、保釈支援協会及び全弁協のデータは、「８９条１号該当者に不出頭者や逃亡者がほぼいない」という原告らの立証命題を立証するものとしては不十分なのであるから、同協会及び全弁協のデータが全体の保釈許可人員の中の傾向と相違ないといえるか否かに関わらず採用できないものであり、同データに依拠する原告らの主張は理由がない。また、「サンプリング手法の妥当性のすべては、偏りのない標本の使用に依拠している」（甲Ａ１０６の２）ことが大前提であるところ、保釈支援協会及び全弁協を利用するのは、その内容からして自ら保釈保証金を用意できない被告人であると考えられ、その利用者の特徴による偏りや件数からしても、上記データが偏りのない標本の使用に依拠しているとはいい難く、同データが保釈を許可された者全体の傾向を推し測るのに統計的に意味のある数値とはいえない。

さらに、原告らは、アメリカの調査でも、殺人罪や強姦罪で起訴された者で保釈された者と麻薬密売罪や道路交通法違反等で起訴された者との間で、不出頭者や逃亡者の割合を比較したところ、前者の不出頭者や逃亡者の割合が多いわけではない旨主張する（原告ら準備書面(10)第１の１(5)・６頁）。

しかし、原告らが引用する統計からすれば、そもそも重大な犯罪をしたとして起訴されている相当多数の者が不出頭又は逃亡をしていることがうかがわれるところ、このような事態が適正な刑事裁判の運営による国家刑罰権の行使を阻害するものであることは明らかであり、原告らの指摘する点は、刑訴法８９条１号の立法事実が存在しないことの証左となるものではなく、この点についても原告らの主張は理由がない。

オ　以上のとおり、刑訴法８９条１号の立法事実が存在しないとの原告らの主張は理由がない。

(3)　立法時と比べ被告人の逃亡防止のための科学技術が進歩したことをもって刑訴法８９条１号の立法事実が存在しなくなったとはいえないこと

ア　原告らは、刑訴法８９条１号の立法事実が存在しなくなった旨の前記１③の主張の根拠として、防犯カメラシステムの普及のほか、指紋認証や顔認証等の個人識別情報の特定のための技術が進み、容易に逃亡できないほど警察力が強化されていること、海外では、電子足輪や電子監視等を保釈に併せて、又は、勾留に代わる手段として用いられていることを指摘する（原告ら準備書面(10)第１の４及び５(3)・７～９頁）。

イ　しかし、令和２年１２月開催の法制審議会刑事法（逃亡防止関係）部会第８回会議において、角田委員が「ＧＰＳ端末が万能かというと、機械的な仕組みや機能の面でも、実際に運用していく際の使い勝手の面でも、かなり大きな限界を伴うと思われます。」（乙２２・議事録６頁）と指摘しているように、科学技術を用いた逃亡防止策は万能ではない。そもそも逃亡を防止するための科学技術が進歩すれば、逃亡をするための科学技術もまた進歩し得る関係にあることを考慮の外に置くことはできない。そうであるとすれば、原告らが指摘する逃走防止のための科学技術は、逃亡を防止する手段として勾留に代わるものとなり得るとは限らないのであり、定型的に逃亡のおそれの高い事案における被告人の逃亡を防止し、適正に刑事裁判を運営し国家刑罰権を行使することを可能とする勾留の必要性及び合理性は何ら変わるものではない。

ウ　以上のとおり、科学技術の進歩により刑訴法８９条１号の立法事実が存在しなくなったとする原告らの主張は理由がない。

(4)　刑訴法８９条１号及び３号が一部違憲であるとの原告らの主張には理由がないこと

ア　原告らは、前記１㋐及び㋑のとおり、刑訴法８９条１号及び３号の制限が広範に過ぎるものであり、一部違憲である旨主張する。

イ　しかし、刑訴法８９条各号の必要的保釈の除外事由の趣旨は、保釈保証金の担保では逃亡を防止できないと定型的に考えられるものについて、必要的

保釈の除外事由を設け、適正に刑事裁判を運営し国家刑罰権を行使するという正当な目的のために合理的かつ必要な人身の自由に対する制限を行うものである。

そして、被告準備書面(1)第５の２及び第６の２（３７～４０頁）で述べたとおり、短期１年以上の拘禁刑に当たる強盗罪や不同意性交等など法定刑が重い罪や常習として長期３年以上の拘禁刑に当たる罪を犯したとされている者は、重い刑に処せられることが想定され、定型的に刑責を免れるために逃亡するおそれも高いといえることからすれば、これらの者を必要的保釈の対象外とすることは、職権保釈も可能である以上、合理的かつ必要な制限である。

ウ　したがって、刑訴法８９条１号及び３号が一部違憲であるとの原告らの主張は理由がない。

３　小括

以上のとおり、刑訴法８９条１号及び３号は違憲ではなく、これらを改正しないことによる国賠法上の違法も認められないため、原告らの前記１の主張はいずれも理由がない。なお、原告らのうち、原告浅沼については、強制わいせつ罪で逮捕・勾留され、暴行罪で起訴されており、刑訴法８９条１号及び３号該当性がそもそも認められないのであるから（甲Ｂ２、４、６、８、１１、１５）、原告浅沼における刑訴法８９条１号及び３号の違憲・違法に係る主張は、自己の権利義務に関するものではなく、失当である。

第５　原告ら準備書面(11)に対する反論

１　原告らの主張

原告らは、原告ら準備書面(11)において、自由権規約の締約国であるドイツ、フランス、イギリス及びアメリカにおける刑事司法制度を取り上げた上で、その運用実績に照らしても、いずれの国でも身柄拘束の最終手段性が確保されている

旨主張する。このような原告らの主張は、日本の刑訴法が身柄拘束の最終手段性を確保していないことが自由権規約に適合していないことの根拠として主張するものと解される。

２　被告の反論

原告ら準備書面(11)において、原告らが指摘する各国の刑事司法制度やその運用実績に関しては、いずれも不知ではあるものの、原告らの主張は、以下のとおり、理由がない。

(1)　海外の刑事司法制度に関する裁判例やその運用実績は日本の刑訴法が自由権規約に違反していることの根拠にはならないこと

原告らは、原告ら準備書面(11)第１の２(2)ア及びイ（７～１１頁）において、ドイツにおける勾留等の法制度に関する裁判例を複数紹介するほか、同第２の３(2)（１９～２３頁）においては、イギリスにおける勾留決定の統計を引用し、イギリスのマジストレイト裁判所で審理される事件において勾留された者の割合が約５％である旨を指摘する。

また、原告らは、原告ら準備書面(11)第３の３(3)及び(5)（２８～３０頁）においては、フランスにおいて未決拘禁に付される者の割合を示しつつ、フランス最高裁判所における上訴審段階における未決拘禁に関し、その理由を具体的に示す必要があるとの判示を取り上げるほか、同第４の４（３５～３７頁）においては、アメリカにおける保釈制度及び実際の保釈の運用実績に関する統計資料を指摘する。

しかし、原告らが指摘する裁判例は、各国の裁判所が各国の法令を解釈適用して、法的紛争に関する判断を下すものであり、これをもって日本の刑訴法が自由権規約に適合していないことの根拠となるものではないし、原告らが指摘する統計資料にある運用実績も、各国における法令の解釈適用の状況を示すものであって、これをもって日本の刑訴法が自由権規約に適合していないことの根拠になるものでもないから、原告らの前記１の主張は理由がない。

(2) 各国によっても身柄拘束に関する法制度が異なっていること

原告らの主張を前提としても、原告らが取り上げる各国の身柄拘束に関する法制度は統一的なものではない。各国の身柄拘束に関する法制度は、各国の実情に応じて定められており、そうした各国の法制度をもって、当然に日本における身柄拘束や保釈に関する規定である刑訴法６０条１項２号や８９条各号等の刑訴法の諸規定が、自由権規約違反や違憲となるものではない。

３　小括

以上のとおり、各国の身柄拘束に関する法制度と日本における身柄拘束の諸制度とを比較した上で、日本の刑訴法の諸規定において身柄拘束の最終手段性が確保されていないことが自由権規約に適合していない旨の原告らの前記１の主張は理由がない。

第６　原告ら準備書面(12)に対する反論

１　原告らの主張

原告らは、追加的な請求原因として、刑訴法８１条本文は、被拘禁者の外部との面会・書面の授受につき、接見等の対象者ごとに個別の厳格な比例性の審査を経ることなく、単に「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」に、対象を限定せずに全面的に禁止することを許容している点で、自由権規約７条、１０条、９条、１７条１項の各規定に反し、憲法９８条２項の条約遵守義務にも違反する旨主張し（原告ら準備書面(12)頭書及び第２の１～３・１～６頁）、その根拠として、個人通報事案における自由権規約委員会の見解、被拘禁者処遇最低基準規則、あらゆる形態の抑留又は拘禁の下にあるすべての人を保護するための諸原則、被拘禁者処遇最低基準規則を改訂したものである国連被拘禁者処遇最低基準規則（マンデラ・ルール。以下「**マンデラ・ルール**」という。）、ＵＮＯＤＣダイナミック・セキュリティ及び刑務所情報に関するハンドブックといった規則等を引用する（原告ら準備書面(12)第２の４及び第３・６～１１頁）。

２　被告の反論

(1)　原告らが引用する規則等には日本の国内機関に対する法的拘束力がないこと

原告らが引用する規則等は、原告ら自身が原告ら準備書面(12)（７頁等）において主張するとおり、ソフト・ロー、すなわち、法的拘束力を持たないものであることから、日本の国内機関がこれらの規則等に法的に拘束されないのは明らかであり、原告らの主張は理由がない。また、マンデラ・ルールについて、原告らは、その法的拘束力の有無について言及していないが、これも法的拘束力はないこと（乙２３）から、マンデラ・ルールの内容に日本の国内機関が法的に拘束されるものではない。さらに、マンデラ・ルールに依拠する自由権規約委員会の勧告についても、日本の国内機関を法的に拘束するものではない（乙２４・５６５頁）。

そのほか、原告らは、自由権規約１７条１項の解釈として、欧州人権裁判所の判決、欧州拷問等防止委員会（ＣＰＴ）の見解、欧州刑事施設規則等が参考になる旨の主張もするが（原告ら準備書面(12)第４・１１～１４頁）、これらの判決や見解等についても、日本の国内機関に対する法的拘束力はないから、原告らの主張は理由がない。

(2)　刑訴法８１条の解釈・運用の一場面を切り取って同法自体の条約違反をいうことはできないこと

前記(1)の点はおくとしても、被告準備書面(1)第８の２（４２～４４頁）で述べたとおり、刑訴法８１条本文は、勾留によって防止できない程度の逃亡・罪証隠滅のおそれがある場合には、これを防止するために接見交通を制限する旨規定するものであり（乙６・１７９～１８０頁）、刑訴法１条で規定される刑事訴訟の目的（刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現すること）を踏まえ、適正に刑事裁判を運営し国家刑罰権を行使する目的で、

勾留によって防止できない程度の逃亡や罪証隠滅のおそれがある場合に接見交通を制限できるというものであって、こうした目的が必要性・合理性を有することは明らかである。

そして、刑訴法８１条は、接見等を制限する種類として、全面的な禁止のほか、個別的な禁止、期限付き禁止、全面的禁止の一部解除なども許容しており、事情に応じて一部の者を対象者から除くことは当然可能であることからしても、被疑者及び被告人の状況に応じた接見等の制限をすることを内容とするものといえる（乙２５・１５８頁、乙２６・１３３頁）。

そのため、裁判官は、個々の被疑者・被告人の逃亡や罪証隠滅のおそれの程度に応じて接見等の制限内容を定めることができる。

原告らは、刑訴法８１条が家族等を含め全面的に接見等を禁止している旨を主張するところ、同主張は、同条が接見等の内容や対象者などの個別的事情に応じて接見等の制限をすべきことを許容していることを無視し、同条の解釈・運用の一場面を切り取って同条自体の条約違反をいうものであるから、理由がない。

(3) 刑訴法８１条が、自由権規約の各条項に反しないこと

ア　自由権規約の解釈のあり方について

原告らが主張する自由権規約の各規定の解釈に当たり、原告らが引用する規則等の趣旨を踏まえるべきか否かという点に関しても、条約法条約３１条及び３２条の規定からすれば、飽くまで自由権規約の条文の用語の通常の意味に従い、原告らの主張する解釈が導かれるかを検討すべきものであることは、前記第２の２(2)アで述べたとおりである。

イ　刑訴法８１条が、接見等の対象者ごとに個別の厳格な比例性の審査をするよう規定していないことをもって、自由権規約の各条項に反するとはいえないこと

(ｱ) 自由権規約の個々の規定との関係で検討すると、自由権規約７条は、「何

人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。特に、何人も、その自由な同意なしに医学的又は科学的実験を受けない」と規定しているところ、接見等の制限に当たり対象者ごとに個別の厳格な比例性の審査をすべきという原告らの主張する内容は、自由権規約７条の用語の通常の意味から導かれるものではない。加えて、前記(2)で述べたとおり、刑訴法８１条は、適正な国家刑罰権行使のための必要かつ合理的な規定であることからしても、自由権規約７条に反するものではない。

(ｲ) 自由権規約１０条１項は、「自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われる」と規定しているところ、同項の用語の通常の意味からは、適正な国家刑罰権の行使のために、必要かつ相当な範囲で接見等を制限することまでも禁止されているとは解されず、前記(2)で述べたところに照らしても、刑訴法８１条が、自由権規約１０条１項に反するとはいえない。

(ｳ) 自由権規約９条１項は、「すべての者は、身体の自由及び安全についての権利を有する。何人も、恣意的に逮捕され又は抑留されない。何人も、法律で定める理由及び手続によらない限り、その自由を奪われない」と規定しており、刑訴法８１条の措置が自由権規約９条１項の用語の通常の意味から禁止されている措置に当たるとは認められないし、必要かつ合理的な範囲で接見等を制限することが同項に反するとはいえない。

また、自由権規約９条３項は、「刑事上の罪に問われて逮捕され又は抑留された者は、裁判官又は司法権を行使することが法律によつて認められている他の官憲の面前に速やかに連れて行かれるものとし、妥当な期間内に裁判を受ける権利又は釈放される権利を有する。裁判に付される者を抑留することが原則であつてはならず、釈放に当たつては、裁判その他の司法上の手続のすべての段階における出頭及び必要な場合における判決の

執行のための出頭が保証されることを条件とすることができる」と規定し、同条４項は、「逮捕又は抑留によつて自由を奪われた者は、裁判所がその抑留が合法的であるかどうかを遅滞なく決定すること及びその抑留が合法的でない場合にはその釈放を命ずることができるように、裁判所において手続をとる権利を有する」と規定しているところ、勾留では防止することができない逃亡又は罪証隠滅のおそれがあると認められる被疑者及び被告人について、外部との接見等を禁止したとしても、これらの規定に反することにならないことは、同項の用語の通常の意味からも明らかである。

(ｴ) さらに、自由権規約１７条１項は、「何人も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない」と規定し、同条２項は、「すべての者は、１（引用者注：自由権規約１７条１項）の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する」と規定しているところ、前記(2)のとおり、適正に刑事裁判を運営し国家刑罰権を行使するために、勾留では防止することができない逃亡又は罪証隠滅のおそれがあると認められる場合に、全部又は一定の範囲で外部との接見等を制限することは、必要性・合理性が認められるものであって、「恣意的に若しくは不法に」家族との通信に「干渉」するものではないから、自由権規約１７条に反しない。

３　小括

以上のとおり、刑訴法８１条が自由権規約７条、１０条、９条及び１７条１項に反するとの原告らの前記１の主張は理由がない。

第７　結語

以上のとおり、原告らの主張はいずれも理由がないから、原告らの請求は速やかに棄却されるべきである。

以上